

Bangladesh 国マタバリ港開発事業
 (協力準備調査 (有償))
 ドラフトファイナルレポート

日時 2018年10月26日 (金) 14:00~17:21

場所 JICA 本部 111 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

小椋 健司 阪神高速道路株式会社 技術部国際室
国際プロジェクト担当部長

久保田 利恵子 国立研究開発法人 国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター 高度技能専門員

鈴木 孜 元アークコーポレーション株式会社 元技術部長

田辺 有輝 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター

谷本 寿男 元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授

山岡 暁 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

JICA

<事業主管部>

高橋 暁人 南アジア部 南アジア第四課 課長

浅野 倫矢 南アジア部 南アジア第四課

<事務局>

永井 進介 審査部 環境社会配慮審査課 課長

小井手 聡太 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

佐藤 清二 一般財団法人国際臨海開発研究センター

田村 保 日本工営株式会社

森本 博行 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル

向野 能里子 株式会社パデコ

中村 純 大日本コンサルタント株式会社

バングラデシュ国マタバリ港開発事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポートワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. 浚渫土砂の投棄について

JICA より、本事業の航路浚渫による発生土砂は、陸上投棄及び海洋投棄の 2 つの手段を用い処分される予定であり、陸上投棄分に関する周辺流出抑止策としては細粒分の流出を防止するシルト Pond や余水吐きの整備を想定しているが、浚渫土は含水比の高い粘性土であり、土砂の乾燥に伴う飛散は限定的と想定されるため、飛散防止対策は特段予定していない旨を説明。また、海洋投棄分については、シルト・粘土分を日最大 22,400m³投棄する条件のもと汚濁物質拡散シミュレーションにより拡散分布を分析しており、海洋投棄地周辺は水深が深く広大で、海底層に流れが発生することから、事業開始後数年で局所的に大規模な地形変化が起こる可能性は低い旨を説明した。

これに対し、助言委員より、浚渫土砂投棄地周辺への影響を分析するには、浚渫土砂の化学的・物理的性質を十分に考慮する必要があるとあり、事業実施段階も浚渫土砂の性質の変化及び投棄地周辺への影響を丁寧にモニタリングし、必要な緩和策等を施す必要がある旨の指摘がなされた。

かかる指摘を受け、JICA より、浚渫土砂の物性はボーリング調査結果を用い FR に記載すること、化学組成については DFR に記載済である旨を説明し、また、工事中及び供用後の浚渫土砂の化学的・物理的性質、陸上における流出・飛散状況、並びに海洋投棄地周辺における粘土分の拡散状況、水質の変化及び水深については、モニタリング計画に含める旨を説明した。

以上

バングラデシュ国マタバリ港開発事業

(協力準備調査(有償))

ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回答
【全体事項】				
1.	DFR	地図に方位と縮尺をバースケールに入れて下さい。出来るだけ方位を揃えて下さい。(コ)	鈴木委員	方位・縮尺が抜けているものについて方位・縮尺を挿入いたします。
2.		本港湾施設は、マタバリ発電所の北部に建設予定の Kohelia 石炭火力発電事業への石炭供給を担うか？不可分一帯事業として考慮する必要はないか？(質)	田辺委員	本港湾施設は、本事業による商業ターミナル及び「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」以外の事業を目的としておらず、現時点で「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」以外への石炭供給計画はありません。本事業での石炭の取り扱いもございません。このため、不可分一帯事業にもあたりません。
3.	DFR 要旨 p3	「バングラデシュ政府としては河川港 ICD の整備、船舶購入、運営・運航事業についていずれも民間投資に委ねる方針」であるが、民間投資が順守すべき法令は何か？(質)	山岡委員	「The Inland Shipping Ordinance, 1976」及び「The Bangladesh Merchant Shipping Ordinance, 1983」が適用されます。
4.	DFR p5-8	「可能性と影響分析:ローンの業務内容には、水深の大きな場所での防波堤工事と、航路・泊地の浚渫がある。これらの施設は直接収益を生まない。加えて、航路・泊地の大量の維持浚渫が大量に必要となる。」は事業リスクである。(コ)	山岡委員	ご指摘の点とおりの事業リスクですのでご指摘の箇所に記載しています。また、その緩和策、実施行動及び代替策についても、同じ表中に記載のとおりです。
5.	DFR 要旨 p6 DFR	『「電力システムマスタープラン 2016」に示されているように、LNG の輸入は、2026 年に 500mmcf (約 380 万トン)、FSRU プロジェクトによる輸入を除いて 4,200mmcf (約 3,200 万トン) と推定さ	山岡委員	将来バングラデシュ国内での天然ガスの産出は減少することが予想されており、すでに本年 8 月から輸入が開始されていること、バングラデシュ全土で多くの LNG 事業が計画されていることから LNG の輸入確度は高いです。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	p2-17	れている。』で、LNG の輸入はどの程度確実なのか？（質）		
6.		相手国の事業実施機関（本件の場合、CPA/RHD）の策定する EIA や LARAP の内容に JICA 側がコメントや是正（修正）を申し入れることは可能なのでしょうか？（質） （以下の質問・コメントの一部は、JICA 側が CPA/RHD にコメント、是正を申し入れることが可能である想定で作成しています。）	小椋委員	可能です。助言確定後に行う環境レビューでは、現地で実施機関と協議し、いただいた助言を含めて実施機関が取る必要がある対応事項について合意します。
7.	DFR 5-2~11 「5.1.8 プロジェクトリスクと対応策」	JICA リスク・マネジメント・フレームワーク表のカテゴリには、非自発的住民移転や生計手段の喪失に対する適切な補償や移転後のモニタリングがなされないリスクは含まれないのでしょうか？（質）	小椋委員	事業全体のリスク・マネジメント・フレームワーク表としては、環境社会配慮面でのリスクも含めて記載できるようになっています。ただし、本調査において環境社会配慮については「港湾整備事業」や「アクセス道路」と異なり、リスクの所在、緩和策及びモニタリング計画を第 4 章内で表にまとめるようにしているので、結論章で再度掲載することを求めています。なお、掲載済みのフレームワークは港湾に限定されたものとして 5.1 に掲載されていますので、アクセス道路についても重複のない範囲で同様にまとめ、5.2 に掲載予定です。
8.	DFR 要旨 5.3	環境部門の季節調査はいつ終わって提言が公表されるのですか？（質）	鈴木委員	季節調査は、2 月（乾季）、6 月（雨季）、一部 10 月（乾季）に実施しました。また、これらの季節調査に加えて、事業周辺地域で調査研究を続ける専門家の調査（チッタゴン大教授の Dr. Md. Rashed-Un-Nabi/環境 NGO 専門家の Md. Abdul Kaiyum）及びマタバリ火力発電所事業の EIA 調査（2013）にて補完しました。5.3 については未定稿のままです。別添資料 1 にまとめておりますのでご査収ください。
9.	DFR 5.3 環境及び社会配慮	環境部門の提言はいつ頃報告する予定か。季節調査のスケジュールと共に明示してほしい。（質・コ）	久保田委員	ご指摘の航路浚渫は、計画当初から火力発電事業に含まれているもので、かかる環境社会配慮については 2013 年 10 月に EIA が承認され、2014 年 3 月に JICA
10.	DFR 2.9.1	DFR の港湾整備、航路派泊地の維持管理に、2016.4～2017.2 に仮設航路の建設を行っている」と記載さ	鈴木委員	ご指摘の航路浚渫は、計画当初から火力発電事業に含まれているもので、かかる環境社会配慮については 2013 年 10 月に EIA が承認され、2014 年 3 月に JICA

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	SC 案 回答表 No.12 10月5 日事業 スコー プ 4.	<p>れています。（この契約は何時ですかね）SC 案の回答表No.12に発電所・港湾工事コンポーネントは2017年8月に工事契約、浚渫が開始されている、とあります。この航路浚渫を行っている港湾工事コンポーネントの防波堤、航路、泊地の環境社会配慮、特に浚渫土の沖捨てについてはどこかで審査が済んでいるのでしょうか？</p> <p>また、事業スコープの変更で隣接事業で施工するとされるものについても、対応がとられることを確認できた後に着工すると、10月5日に報告されましたが、実態はどうなっているのでしょうか？ また、環境社会配慮に掛かるのはプロジェクトごとなのでしょうか、コンポーネントごとなのでしょうか？</p> <p>（質）</p>		<p>審査を終えています。また、すでに契約済みの浚渫範囲（250m幅の航路）で生じる浚渫土はすべて陸上処分される計画ですので、浚渫土の沖捨ての環境影響は生じません。</p> <p>10月5日の全体会合でご説明した防波堤及び航路・泊地の拡幅分については、ご指摘のとおり、火力発電事業のスコープとして環境レビューを行った後、着工となります。</p> <p>なお、2016年4月から2017年2月にかけて行った仮設航路工事は、火力発電事業における準備工のパッケージによる工事であり、同パッケージの契約は2016年2月に締結し、すでに契約を完了しています。</p>
11.	DFR p0-14、 p0-20、 p2-68~ 2-71、 p2-163 p2-167 p2-179 p2-181 p2-183 p4-5、 p5-1 他	<p>「北側導流堤（延長を含む）・南側防砂堤の建設および航路・泊地の浚渫（追加を含む）は隣接の火力発電事業で実施」という事業スコープ最終化としての合意に沿って、FRでは該当箇所（左記ページ）の修文を行うこと（必要あれば、EIAやRAPも）。</p> <p>（コ）</p>	谷本 委員	<p>ご指摘の事業スコープは、すでにJICAと各実施機関の間では火力事業で実施する方針を合意済みですが、現状ではバングラデシュ政府内の承認手続きを行っている段階のため、断定的な表現は敢えて避けています。FRまでにバングラデシュ政府内の手続きが終わればご指摘の通り修正します。協力準備調査の契約期限内に終わらなければ、FRは現状のまま提出します。この場合、審査時に両事業のスコープについて合意します。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
12.	DFR p0-24	「CPGCBL 事業に、港湾事業で実施する北堤延伸工事及び追加浚渫工事を追加し合併施工を行い、後に CPA が港湾事業費負担部分を返済するという方式をとる」という場合に、JICA は当該部分の工事費を本事業においてどのように融資するのか。つまり、発電所事業の堤防建設・泊地浚渫のコントラクターの契約部分を本事業の融資対象として組み込むのか。（質）	谷本委員	当該部分は、火力発電事業の工事契約のもとで実施中であり、火力事業に対する融資を通じ支払いが行われる予定であり、本事業の融資対象に組み込む予定はありません。事業完成後、当該部分の工事費用の債務は CPGCBL から CPA に承継され、CPA よりバングラデシュ政府に対し返済がなされる予定です。
13.	DFR p2-31	表 2.3-5（マタバリ港開発ステージ 1、フェーズ 1）の防波堤、航路および泊地の備考欄に、「火力発電所事業で整備」と FR において記載すること。（コ）	谷本委員	FR にて追記いたします。なお、コメント No.11 に合わせて現時点では「火力発電事業のもとで整備予定」と追記予定です。
14.	事業スコープ 2018/10/5	石炭発電所と防波堤の整備は、別事業となったが、環境影響や環境社会配慮のインターフェースはどのように扱うのか？（質）	山岡委員	石炭火力発電所の建設と防波堤整備は同事業（火力発電事業）で実施されます。したがって両コンポーネントによる環境社会配慮は、火力発電事業の実施機関によって対応されます。ただし、防波堤については、供用後は本事業の実施機関であるチッタゴン港湾庁（CPA）が維持管理を担うため、供用時の防波堤による環境影響については、CPA が扱います。
15.	DFR p5-12	5.2 道路整備事業の要約として「...本事業では外洋からの浚渫土を盛土材料として使用することを想定し...」という記述における外洋とは、航路や泊地とは異なるのか。この外洋とは何を指すのかを FR において記載すること。（コ）	谷本委員	ここで示す「外洋」とは、本港湾設備である航路口のことであり、本調査による EIA の対象エリア内です。FR において「外洋」を「航路口」と修正し、第 3 章中にその説明と、場所を示す図を追記いたします。
16.	DFR 要旨 2.9.1 p27 DFR 2-214	航路泊地の浚渫土量は 1400 万 m ³ 、維持浚渫土量は phase1 で砂シルト合わせて 500 万 m ³ とあります。浚渫量に議論があるようですが、維持浚渫の頻度とコスト、採算性は大丈夫ですか？（コ）	鈴木委員	維持浚渫の詳細な計画は詳細設計段階で検討予定ですが、年間 500 万 m ³ の浚渫を行うためには、 <ul style="list-style-type: none"> ・シルト撤去のため小型・中型トレーラーサクシオンホッパードレッジャー 1-2 隻 ・棧橋前面の水深維持のため小型・中型グラブドレッジャー 1-2 隻 ・砂の撤去のため中型トレーラーサクシオンホッパードレッジャー 1 隻

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>の動員が必要となると見込まれます。同規模の浚渫船が動員可能な浚渫業者の手配を十分に見込めるため、技術的には実現可能と考えられます。採算性については、維持浚渫予算を確実に確保することを実施機関（CPA）及び監督省（MOS）と合意済みです。なお、本港湾設備はCPAによってチッタゴン港と一体管理される予定であり、チッタゴン港における営業利益が非常に大きいことから、仮に浚渫費用が想定以上に高騰してもCPAが債務超過に陥ることはない見込みです。</p>
17.	DFR 要旨 p5 DFR p2-10、11 p5-8	<p>パイラ港の「年間維持浚渫量は、-10m の場合 5,000 万立米、-12m の場合 6,000 万立米、-14m の場合 7,000 万立米、-16m の場合 9,000 万立米、浚渫費用は-10m の場合年間 3 億ドル、-16m の場合 5 億ドルと推定されている。この維持浚渫費は経済合理的に実現可能な水準を超えていると判断される。」は、技術的・経済的に実現不可能ではないか？（コ）</p>	山岡委員	<p>「技術的・経済的に実現不可能」と断定するまでの明確な根拠はありませんが、年間 3～5 億ドルという維持浚渫費は、全国コンテナ取扱量（実入実績 2 百万 TEU）で負担するとしても 150～250 ドル/TEU にも及ぶ水準であることから、パイラ港を深海港として運用することの実現可能性は低いと分析しています。ただし、パイラ港の実現可能性について、本調査は断定的に提言できる立場にないことから、このような記載にとどめています。</p>
18.	DFR p 5-8	<p>ローンの事業内容が防波堤公示と浚渫であることに対し、緩和策が港湾振興とマーケティング策しか書かれていないのが違和感がある（収益を生まない業務の支出を安定的に確保させるため財政安定させるべきという趣旨は理解できるが）（コ）</p>	久保田委員	<p>港湾設備には収益を生むものとそうでないものがありますが、全ての整備費用と収益を対比して検討しております。ここでは、期待される需要が発現しない限り、収益性のない施設まで含めた採算性が合わないリスクがあるという主旨を説明しており、そのため需要発現に向けた港湾振興とマーケティング策を緩和策としております。</p> <p>「可能性と影響分析」について、以下のとおり修正します。</p> <p>事業収益の支出項目には、水深の大きな場所での防波堤工事及び航路・泊地の浚渫が含まれる、航路・泊地の大量の維持浚渫が大量に必要な可能性がある。これらの施設は直接収益を生まないため、収益性のある貨物の取り扱い量を増やすことで事業収益を確保する必要があるが、かかる初期投資や維持浚渫費用が高騰する場合、事業収益を確保できないリスクがある。</p>
19.	DFR p 5-9	<p>「開発効果発言に必要な政策、制度改革」について、緩和策として「JICA は、ハイレベル会議を常に持ち～」とあるが、これは既存の定期会合か？本件の</p>	久保田委員	<p>本事業に係る政策、制度が検討される場としてバングラデシュ政府により「統合港湾管理委員会（バングラデシュ全体の港湾政策を調整。海運省が主催し各港湾庁が主なメンバー）」及び「モヘシュカリ-マタバリ地域統合インフラ開発イ</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ために新設すべき会合か？先細りにならない持続可能な緩和策とするため、もう少し具体的に説明してほしい。（質）		ニシアチブ調整委員会（マタバリ地域周辺の港湾に限らない地域開発を調整。首相府が主催し関連省庁すべてがメンバー）」が設置済みです。今後、JICA が継続的にこれらの委員会の機能や動向をモニターしていくことを想定した記載です。なお、JICA がハイレベル会議を持つというのは誤りですので訂正いたします。
20.	DFR 要旨 p 13 2.4.3 荷役設備計画	「バングラデシュには地震が多く、軟弱地盤上に整備されたチッタゴン港は、巨大地震が来た際には、地震、津波の収斂により大被害を受ける可能性がある。」について、地震や津波の被害シミュレーションはしないのか？（質）	山岡委員	本調査は地震や津波による被害を推定するものではありませんので、被害シミュレーションは実施しておりません。港湾施設設計においては地震（バングラデシュ建築基準に示されている再現期間50年相当の地震係数0.28を採用。2.4.1に記載）や高波（火力発電事業計画時に実施した高潮予測シミュレーションや沖波推計を基にした極値統計解析から得た再現期間50年相当の高潮時最高位や沖波高さを採用。2.4.1 及び 2.5.4 に記載）の影響が考慮されています。
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
21.	DFR2 港湾整備	p 276 5 行目最後の「総愛知」ってなんですか？（質）	鈴木委員	「想定される」の誤記ですので、修正いたします。
22.	DFR 4.1.1 (2)	「深海港」で正しいですか？（質）	鈴木委員	正しいです。
23.	DFR 4.2.4、3 パラの 4 行目	観測値は観測地ではないですか？（質）	鈴木委員	ご指摘のとおり、観測地ですので訂正いたします。
24.	DFR p4-53	表 4.6-1（港湾整備 スコーピング・マトリクス）の自然環境 10 生態系の評価理由にある「供用時：鳥類、ウミガメ類、イルカ類などの生息が予想された場合、…」の未記入の…部分を FR では完結させる	谷本委員	誤記入部分がありました。「鳥類、ウミガメ類、イルカ類などの生息が予想された場合、。」の「。」は削除し、「鳥類、ウミガメ類、イルカ類などの生息が予想された場合、（それらの生物に対する）大型船の航行によるひき波の海岸線への影響が想定される。」といたします。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		こと。（コ）		
25.	DFR p4-132	4.8.2 アクセス道路 (1) 自然環境・公害対策に対する主な影響 10) 事業で消失する樹木として「公有地にあるマングローブのほか…」と記述されているが、公有地には、マングローブ以外の樹木はないのか。（質）	谷本委員	今回の事業の場合、公有地の樹木は、マングローブ林のみとなります。
26.	EIA 道路 10 章 p18 6 DFR 4-133	生態系；マングローブ林伐採について、代償植栽をするとある。回答表の 59.60 ではマングローブ林の伐採はない。76 では調査するとなっている。DFR4-132 で事業で消失する樹木は、公有地にあるマングローブの他、私有地の樹木 20,000 本。4-133 マングローブ 5,500 本の伐採が必要と記載されている。樹木に関して整理した方が良いのではないか。代償植栽は火力の回答表 33 では 3 倍の本数で調整となっているが、今回はどうなるのでしょうか？代償植栽を橋の下で行うとあるが、桁下高さは十分ですか？（質・コ）	鈴木委員	マングローブ林は対象地域内では公有地のみが存在しているため、私有地の樹木数にマングローブ林は含まれていません。桁下高さは 12.22m であり、マングローブ高さは 5 から 8m であるので、十分な高さがあります。しかしながら、橋梁下の代替植樹は同地点の生態系の連続性のために必要と考えています。代替植樹の本数は今後の森林局との協議で詳細は決まることとなりますが、一般的なバングラデシュの運用として、1 本につき 3~5 本の代替植樹を行うことが多いです。
27.	DFR 4.4	代替案で示された浚渫土の陸上及び海洋投棄位置は、初期浚渫土の投棄地か？それとも維持浚渫量の投棄も予定しているのか？各位置の量的キャパシティはどれくらいか？（質）維持浚渫量が年間 500 万立米となる場合、陸海ともに定期的な処分サイトの確保が必要となるため、コストを含んだ処分計画についても事業開始後数年間については、明確にしておくこと。（コ）	久保田委員	陸上については初期浚渫土の投棄を予定しております。また、海洋については初期及び維持浚渫の両方が想定されています。陸上投棄の量的キャパシティは 700 万 m ³ です。海洋投棄については、海底に堆積した土砂の挙動までは分析できず、正確なキャパシティは算出できておりませんが、日最大 22,400m ³ の投棄までシミュレーションで確認できております。これは年間に換算すると、約 818 万 m ³ です。供用時に堆積が予想されている土砂の大半はシルト分とされており、陸上での再利用には不向きであるため、原則沖合海上での投棄を推奨しています。年間 500 万 m ³ （浚渫及び処分費用 8,000 万ドル/年）が本当に発生するか、またそのうちの程度の量を投棄する必要があるか不明であるため、詳細な処分計画の

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>策定は本調査では行わず、詳細計画以降に行うこととなりますが、上述のとおり投棄地周辺への濁度の影響は本調査で分析した影響の範囲内と言えることから、維持浚渫を請け負う浚渫業者は、本調査で影響を分析したエリアで海洋投棄を行うことを想定しています。想定エリアは水深が深く広大で、海底層にも流れが発生することから、事業開始後数年で局所的に大規模な地形変化が起こる事は考えにくいですが、念のため定期的な水深のモニタリングを行うことを実施機関と合意いたします。</p>
28.	DFR 4.4	<p>浚渫土の陸上投棄にかかり、適切な処置を要するとの記載があるが、どのような処置を想定しているのか。（質）</p>	久保田委員	<p>シルト質の細粒分の流出を防ぐためのシルトpondや余水吐きの整備を想定しています。</p>
29.	DFR p4-94	<p>4.8.1 港湾 (2) 生活環境に対する主な影響 1) 廃棄物において、「陸上投棄は、南北連絡道路とアクセス道路の内側、南寄りの民家がない場所に廃棄（残り 350 万 m³=高さ 8m x 約 33ha）」とあるが、この大量・広範囲にわたる浚渫残土の投棄場からの土砂の流出や飛散を防止（減少）させる対策を講じる必要はないのか。必要ないならその理由を、必要あるならその対策を FR で記述すること。（コ）</p>	谷本委員	<p>土砂の流出に関しては No.27 のとおりです。また施工方法で想定されているポンピングによる土砂投棄では、処分土砂は含水比の高い粘性土を想定しておりますので、投棄後数年は乾燥して細かい土砂が飛散することは想定しにくく、特別な対策は不要と考えております。この旨を FR に追記いたします。年数が一程度経過したのちにどのような影響が生じるかについてはモニタリングを行う中で必要に応じてモニタリング計画を修正いたします。</p>
30.	DFR2 港湾整備 2.9.2	<p>浚渫土のうち砂等利用可能部分は陸上で処理して、シルト、粘土などは沖で海洋投棄することになっています。海洋の汚濁拡散シミュレーションでは砂を除いた粒径の偏りは反映されているのでしょうか？（質）</p>	鈴木委員	<p>海洋投棄の汚濁拡散シミュレーションでは、シルト・粘土分のみを投棄したケースの検討を行っております。現地で実施されたボーリングデータなどからシルト・粘土分の代表粒径を設定して検討しております。</p>
31.	DFR2 港湾整備 2.9.2	<p>浚渫土砂の海洋投棄することで 30cm 程「水深増加」するのでしょうか？反対の様な気がしますが。（質）</p>	鈴木委員	<p>ご指摘のとおりです。「水深が浅くなる」に修正いたします。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	(2)			
32.	DFR2 港湾整備 2.9.3	海岸変形に関連し、北側堤防の岸からの隔離距離はどれほどですか？（質）	鈴木委員	北防波堤先端から海岸線までの直線距離は約 1.1km です。
33.	DFR 表 4.2-3	ヘラシギ。若鳥は2年間繁殖地に戻らない。 コオバシギだけ「仲間」が付いているのはなぜ？ EIA の list にコオバシギはありませんが・・・ クロトキが居住、用語は適切ですか？ ウミガメが巣をつくる、は本当？（質・コ）	鈴木委員	ヘラシギに関しては、IUCN バングラデシュによると、通年でソナディア島で観察されているということでありますので、同島が生息地になっているものと考えています。 コオバシギのなかまについては、コオバシギに訂正します。森林局（DoFo）によると生息は確認されているので、EIA のリストに追加いたします。 クロトキが「確認されている」と修正いたします。また、クロトキの居住に関しては夏季に変更します。 ウミガメが産卵していることは、現地でウミガメ保護の活動を続ける環境 NGO（Marinelife Alliance）によって確認されています。
34.	DFR 表 4.2-3 の註	NT=Not Threatened ではなく、Near Threatened でしょう？（コ）	鈴木委員	ご指摘のとおりです。訂正いたします。
35.	EIA p221	表 1 1. 2-1 環境モニタリング、5 生態系、絶滅危惧種の項で、建設区域に 1 カ所となっているが、浚渫土の海洋投棄後のソナディア ECA を調べないと意味がないのではないかと？（コ）	鈴木委員	工事期における浚渫土の投棄影響に関して、ソナディアの ECA でのモニタリングに粒径分布を追記いたします。
36.	DFR 4.3.1	「CPA はチッタゴン港を利用する船舶と廃棄物管理の協定をおこなっている」とあるが、この協定の内容を教えてください。（質）	久保田委員	協定を結んでいるというのは誤認識で、CPA Ordinance 条例(1976)が適用されています。同条例は、CPA の組織運営の根拠となる条例であり、同条例において「港湾区域内の水域、土地等における水・環境汚染原因物質の投棄をした者には 10 万タカの罰金を科す」と規定されています。ご指摘の箇所は「CPA は

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				<p>廃棄物を CPA 条例に基づいて管理している」と訂正いたします。</p>
37.	DFR 4.3.1	<p>バラスト水の処理方法、処理サイトについて現在決まっていることを教えてほしい。（質）</p>	久保田委員	<p>供用中、各船舶はバラスト水管理条約に基づいた排水処理機器を通してバラスト水を処理し、排水します。現在バングラデシュは、マルポール条約やバラスト水管理条約を国内法として定めることを目的に、国内法としての IMO Convention Act 2018 について官報を準備している段階です。従って、これを国内法としてバラスト水処理を取り締まる根拠法とし、本事業では CPA が適切に船舶入出港管理を行うことで、バラスト水管理条約が定める排出基準を満たすためのバラスト水処理装置が搭載される船舶のみが入出港するよう対応します。この点、環境管理計画及びモニタリング計画に追記します。処理サイトについては港湾管理者からの指定は予定していませんが、マルポール条約に基づき、200 海里以上離れかつ 200m 以上の水深を有する海域での交換を船舶に対して求めることで実施機関と合意します。</p> <p>工事中のバラスト水の取り扱いに関しても方針は上述のとおりですが、対象船舶サイズと工事使用船舶、バラスト交換頻度や使用船舶のスケジュール等を明確に決めてから対応を定める必要があり、準備調査において具体的な処理計画を作成することは行っていません。そのため、工事契約書で「当該国の法規制に従う」と明確に記載し、実施機関によって遵守状況が管理される予定です。</p>
38.	DFR p4-57、p4-69 & p4-132	<p>表 4.6-2（アクセス道路整備 スコーピング・マトリクス）および表 4.7-2（アクセス道路整備における環境への影響評価結果）の汚染対策 3 廃棄物の供用時の評価理由では「廃棄物の発生は予測されない」、「固形廃棄物の発生は予測されない」となっているが、通行車両からのゴミの不法投棄は想定されないか。</p> <p>上記と同様に、4.8.2 アクセス道路の (2) 生活環境における主な影響の 1) 廃棄物では、通行車両からのゴミの不法投棄を考慮する必要があるのではない</p>	谷本委員	<p>ご指摘のとおり廃棄物の供用時評価として、通行車両からの不法投棄を想定し、評価を B-に修正します。また、保護区に近い区域も通ることから実施機関が森林局管轄の保護区に関連する各種法令の規定や手続きに準ずることで、取り締まりが行われる予定です。廃棄物欄に「保護区近隣を含み、不法投棄などによる環境悪化防止策としての不法投棄禁止の立て看板等の設置」について追記します。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		か。 通行車両からのゴミの不法投棄を考慮・想定しない理由を、あるいは不法投棄への対策をFRに記述すること。（コ）		
39.	DFR 4.8 1)、4.9 他	船内からの廃棄物は、貨物を洗浄する洗浄水、貨物残渣、通常活動廃棄物、貨物の梱包、緩衝材、食べ物くず、その他日常生活廃棄物が発生する。これらの中には有害性が高い廃棄物も含まれることから、特に有害廃棄物については、港湾施設供用後のこのような廃棄物処理方法等についての詳細な計画を確認したい。（例えば、有害廃棄物の適切な処理を継続的に委託できる外部企業が近隣に存在するか、有害廃棄物受け入れ可能な埋立地が存在するか、など）（コ）	久保田 委員	船舶から発生する廃棄物の処理についてはマルポール条約に基づいて各船舶が適切に廃棄することになります。CPAは上述のとおり準備中であるIMO Convention Act 2018を根拠に、港湾に出入りする船舶の廃棄物処理装置が排出基準に適したものであるか管理します。また、バングラデシュは有害廃棄物を取り締まるバーゼル条約にも加盟しています。環境局は、パ国環境保護規則（1997）において、事業地から排出される有害物質の種類や事故の場合の処理について記載されており、排出があった場合は環境局に報告、違反の場合は罰金にて取り締まっています。船舶備え付けの機材のみで処理できないものは、工事期は近隣都市の専門業者に処理を委託することが可能、供用時はチッタゴン港湾庁が契約する専門業者が行うことが可能です。
40.	DFR 4.6.1、 4.7.1	水質汚濁については、船舶からの排水、バラスト水、それらの累積的影響などが考えられ、評価は「B+」もしくは「A」とするべき。（コ）	久保田 委員	B+とは正の影響を指しますので、ご指摘踏まえてA-といたします。
41.	DFR 4.6.1、 4.7.1	廃棄物については、供用後も浚渫土やその他廃棄物が断続的に発生し続けることを聞上げると、評価は「B+」もしくは「A」とするべき。（コ）	久保田 委員	ご指摘踏まえて、港湾についてはA-といたします。
42.	DFR 4.6.3	調査TOR（港湾・道路両方）の廃棄物に関する調査方法は廃棄物関連の内容ではないので正しい調査方法を記載すること。（コ）	久保田 委員	ご指摘のとおり、廃棄物に関して誤記がございました。以下のとおり修正いたします。 調査項目：廃棄物の国内外排出基準や法令 工事中：産業廃棄物と生活廃棄物の取り扱いに関する基準の入手。 供用時：- 工事中と同じ。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
43.	DFR 4.8	1) 廃棄物、2) 悪臭に係り、特に労働者の宿泊所が設置される工事期間中は、労働者のトイレやシャワー施設から発生するし尿、生活排水の処理についても適切に計画されたい。(コ)	久保田委員	労働者の施設については、浄化槽施設等を設け、現地の法制度・基準に従って適切に処分する予定です。
44.	EIA p175	“The dumping area”と出てくるが、浚渫土に限定した Dumping area では？誤解を防ぐため、Dredged soil の Dumping area と明記すること。(コ)	久保田委員	ご指摘のとおり、EIA の文言を Dumping area of dredged soil と訂正いたします。
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
45.	DFR p4-54 & p4-58	表 4.6-1 の社会環境 15 少数民族・先住民族の評価理由の「工事中、供用時の：居住があった場合でも移転は工事開始前に完了するため、この段階での影響は発生しない」という理由は少数民族・先住民族とは直接的に関係しておらず、本事業の実施が少数民族・先住民族に与えると想定される適切な表現に修文すること。 同様に、表 4.6-2 社会環境 15 少数民族・先住民族の工事中の評価理由も修文すること。(コ)	谷本委員	表 4.6-1 の社会環境「15 少数民族・先住民族」について評価を「C」とし、評価理由を以下の通り修正致します。 「工事中：サイト及びその周辺に、少数民族・先住民族が居住する場合、地域住民の工事活動への雇用により少数民族・先住民族の生計状況も変化する可能性がある。 供用時：サイト及びその周辺に、少数民族・先住民族が居住する場合、地域住民の港湾施設への雇用により少数民族・先住民族の生計状況も変化する可能性がある」 表 4.6-2 についても同様に評価を「C」とし、評価理由を以下の通り修正致します。 「工事中：サイト及びその周辺に少数民族・先住民族が居住する場合、地域住民の工事活動への雇用により少数民族・先住民族の生計状況も変化する可能性がある。 供用時：サイト及びその周辺に少数民族・先住民族が居住する場合、道路供用による地域経済の変化により、少数民族・先住民族の生計状況も変化する可能性がある。」
46.	DFR p4-58	表 4.6-2（アクセス道路整備 スコーピング・マトリクス）その他 30 越境の影響、及び気候変動お評	谷本委員	表 4.6-2 その他「30 越境の影響、及び気候変動」の評価理由について「増加した車両交通量による」に修正致します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		価理由の「供用時：出入港する船舶の運航による」は、「増加した交通量による」に修正すること。（コ）		
47.	DFR p4-143	4.8.2 アクセス道路の(3) 社会環境に対する主な影響の7) 既存の社会インフラや社会サービスを示す表 4.8-33の「影響あり」と判定された2カ所の墓地に対する対策をFRにおいて記述すること。	谷本委員	Dhalghata Public Graveyard は、当初保全策を検討していましたが、港湾の将来計画との関係上、移転せざるを得ない状況となりました。対象となる住民が既に離れた場所に居住していることから、具体的な移転先については対象住民の希望に可能な限り適うよう相談の上、実施機関負担にて用地取得前に移転する方針です。Badarkhali Graveyard は高架橋にて保全する方針です。これら方針についてFRに記載致します。
48.	DFR 4-51、4-150 4-271(表 4.11-49 No.3) EIA (Port) 5章 p47 EIA (Port) Table1 1.2-1	(港湾事業) DFRにおいて、「水質汚濁及び温水の流入にかかる累積的影響」と「事業実施前の漁獲量をベースラインとしたモニタリングの実施」の記載があり、また、DFR中の「表 4.11-49 エンタイトルメント・マトリクス No.3」においても漁業従事者に対する喪失収入補償が想定されているが、EIAにおいては、当該経済的損（喪）失（Economic Displacement）（本件の場合、「漁獲高」の減少による生計手段の損（喪）失）に対するモニタリングの記載が見当たらないことから、漁獲高のモニタリングをEIAのスコープに付け加えるとともに、その実施期間、実施体制（責任機関/部局）、漁獲高が低減した場合の因果関係の調査、漁業従事者に対する補償方針をRAP（あるいはRAPとは別に）に定められてははいかがでしょうか。（コ）	小椋委員	FRおよびEIAの「環境モニタリング計画（工事時）」の「No.5 雇用や生計手段等の地域経済」、および「同（供用時）」の「No.7 雇用や生計手段等の地域経済」に、モニタリング項目として「漁獲量・漁獲高」を追記致します。 「表 4.11-49 エンタイトルメント・マトリクス No.3」に特記事項として、以下内容を追加いたします。 「被影響住民となり得る漁業従事者について本調査内にてリストを作成の上、四半期毎のモニタリングを実施する。漁獲量の減少が確認されない場合や漁場の変更により従前と同等の生計が維持できる場合は支援対象外とするが、現漁場における漁獲量の減少が生じ、本事業との因果関係が確認されたにもかかわらず、居住地から遠くなる等により適切な場所に移動できない場合、もしくは漁場変更後に漁獲量の減が確認された場合は、生計回復支援の対象とする。」 RAPのモニタリング・フォーム（Appendix）に、漁獲量・漁獲高についてのモニタリングを項目として追加致します。
49.	EIA (Port) p195、EIA	(港湾、アクセス道路共通) Monitoring Methodのマトリクス表において、モニタリングの頻度の記載はありますが、いつまでモニタリングを実施するのでしょうか？	小椋委員	供用後3年を予定します。ただし、生態系に関しては、より長い期間（10年）が必要と考えられます。 社会環境のモニタリングについては、建設時まではプロジェクト実施ユニット（PIU）が実施・報告義務を負い、その下で実施促進NGOが実務を担当します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	Table1 1.2-1	また、モニタリングの責任官庁（CPA/RHD）のどの部局がモニタリングを実施し、報告義務を負うのでしょうか？（質）		CPAには通常は社会環境を担当する局はなく、RHDには環境・住民移転課が存在しますが個別の事業は対象としていません。そのため、供用時のモニタリング担当局は未定ですが、モニタリングの責任は実施機関、実務は実施機関と契約するモニタリングのためのコンサルタントまたはNGOが実施するものと致します。
50.	EIA (Port) p195、 EIA Table1 1.2-1	（港湾、アクセス道路共通） モニタリングの実施体制について、CPA/RHDの各機関において、責任部局を設置し、その実施体制についてEIAに記載されたらいかがでしょうか。（コ）	小椋 委員	自然環境のモニタリングは、プロジェクト実施ユニット（PIU）が実施・報告義務を負いますが、実施機関が雇った環境コンサルタントが実務を担当します。また、社会環境のモニタリングは、建設時まではプロジェクト実施ユニット（PIU）が実施・報告義務を負いますが、その下で実施促進NGOが実務を担当します。CPAには通常は社会環境を担当する局はなく、RHDには環境・住民移転課が存在しますが個別の事業は対象としていません。従い供用時のモニタリング担当局は未定ですが、モニタリングの責任は実施機関、実務は実施機関と契約するモニタリングのためのコンサルタントまたはNGOが実施するものと致します。上記体制について、EIAに記載致します。
51.	LARA P (Port) p6-11 Table 6.5-1 LARAP (Access Road) p6-26 Table6. 5-1	（港湾、アクセス道路共通） Landless PAPs に対する補償はありますか？ （例： Land for Land ~ Resettlement Site の用意など）（質）	小椋 委員	土地を持たない移転対象者については構造物に対し、再取得価格による金銭補償が提供されます。同時に生計に影響を受ける場合は、エンタイトルメントマトリックス上のNo.3の「生計手段・収入源の恒久的喪失」に該当し、喪失収入補填や生計回復支援の対象となります。住宅・商業施設を喪失する場合は同マトリックスのNo.4に該当し、構造物の再取得価格に相当する現金補償（100%上乘せ）および引っ越し代の支給対象となります。社会的弱者にあたる場合は、同マトリックスのNo.11に該当し、追加手当および生計回復支援プログラムの優先措置の対象となります。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
52.	LARA P (Port) p6-11 Table 6.5-1 LARAP (Access Road) p6-26 Table6. 5-1	塩田、エビの養殖場を近傍類地において、代替地を斡旋し、塩田と養殖場の機能回復を図ることは可能ですか？（質）	小椋 委員	実施促進 NGO を通じて近隣の土地のうち、機能回復を要さず塩田・養殖場にそのまま活用できるような同様の性質の土地を代替地として特定の上、斡旋するよう実施機関と合意します。 機能回復までの収入源の一時的な喪失に対しては、エンタイトルメント・マトリクスに記載する喪失収入補填により、支援を行います（DFR4-272、LARAP(port) 6-13、LARAP(road) 6-29）。
53.	LARA P (Port) p6-11 Table 6.5-1 LARAP (Access Road) p6-26 Table6. 5-1	塩田、エビの養殖を 営む PAPs (Employer) に対する生計回復支援策はありますか？（質） 上記にかかる機能回復支援策がなければ、Employer についても、別の生計回復策（例： Vocational Training による転職支援）を Entitlement Matrix に追記してはいかがでしょうか。（コ）	小椋 委員	LARAP のエンタイトルメントマトリクスの No.3 「生計手段・収入源の恒久的喪失」 の正規労働者、非正規労働者、小作人について、職業訓練への参加を支援策として定めています（DFR4-271、LARAP(port) 6-12、LARAP(road) 6-27）。 職業訓練案は「表 4.11-48 生計回復支援策の優先的プログラム」（DFR）4-265）、 「Table 6.3-2 List of Training Programs」（LARAP(port) 6-25）、 「Table 6.3-3 List of Training Programs」（LARAP(road) 6-23）に記載しています。
54.	DFR p4-180	事業地域における近年の浸水害の頻度、浸水期間、水位等のベースラインデータを DFR に記載すること。（コ） 事業地域における近年の浸水害の頻度、浸水期間、水位等のデータをモニタリング計画に含めること。	田辺 委員	事業地域における近年の浸水害の頻度、浸水期間、水位等のベースラインデータについては、3章「3.4.4 水理・水文解析」をご参照ください。このベースラインと同様の手法で、事業地域における近年の浸水害の頻度、浸水期間、水位等のデータをモニタリングすることを、モニタリング計画に追記いたします。 調査対象地域にある河川は、マサムフリ、コヘリア川、モヘシカリ運河および

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		(コ)		<p>その他小河川で構成されます。最大の流域を持つ越境河川（マサムフリ川）に関しては、過去の年間最大水位は、河口より 30 kmの地点で 15.46 mPWD・河口より 58.3 kmの地点で 7.63 mPWD・モヘシュカリ運河で 4.36 mPWD と記録されています（P.3-134～135）。本調査で行った聞き取り調査のうち、港の建設サイトに近い位置では、同地域では通常年に 3, 4 回の洪水が発生し（平均水位 1～1.1m）、平均して 4～5 日間の浸水期間となるということです（P.3-149）。1991 年 4 月、バングラデシュ史上最も深刻なサイクロンの 1 つが沿岸地域に襲来し、調査地域は高潮により壊滅的な被害を受け、浸水期間はおよそ 8 時間であったことが報告されています。本調査の氾濫解析では、起こりうる最大規模（100 年確率）の高潮の発生ケースとして「6 時間の高潮影響」を条件に計算し、9～11.5 時間の浸水期間が算出されています（P.3-161 以降参照）。</p>
55.	DFR p5-10	事業地のかさ上げに伴う周辺地域の浸水被害の影響予測について、DFR に記載すること。(コ)	田辺委員	<p>周辺地域の浸水被害の影響予測について、3 章「3.4.4 水理・水文解析」をご参照ください（特に P.3-162 以降を参照のこと）。</p> <p>図 3.4-75 に示すとおり、発電所・港湾・道路盛土の建設は周辺地域の浸水被害を悪化させることはなく、若干程度（0.5～1.0m 程度）の水位低減効果があることが計算結果として得られています。</p>
56.		<p>隣接する発電所事業に伴って生計手段を失った住民の生計回復状況を DFR に記載すること。(コ)</p> <p>隣接する発電所事業における生計回復が不十分である中、本事業の生計回復策が JICA ガイドラインの要件を満たすことができるとする根拠を DFR に記載すること。(コ)</p>	田辺委員	<p>【生計回復支援の実施状況】以下の点を追記いたします。</p> <p>職業訓練を、訓練に関心を有する住民の半数以上が、訓練を受講中乃至は受講済み。関心は有するものの、地域の特性や宗教上の理由から家庭内で職業訓練への参加についての合意が得られないために受講できていないケースがある。</p> <p>【生計回復状況】</p> <p>職業訓練の成果として就業状況を調査するよう火力発電事業の実施機関（CPGCBL）に申し入れたところで、調査結果がまとまり次第報告書に記載いたします。</p> <p>【教訓】以下の点を追記します。</p> <p>①適切なタイミングで生計回復状況をモニタリングし、生計回復支援策にモニタリング結果をフィードバックする必要がある</p> <p>②職業訓練の存在について住民への周知を徹底し、職業訓練対象者の家庭まで</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
				<p>理解を得る必要がある。</p> <p>上記の教訓を踏まえて、本事業では</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全 PAPs の職業、収入状況を調査済み。実施促進 NGO を通して職業訓練プログラム開始後四半期に1度のタイミングで職業訓練実施状況を、職業訓練プログラム終了後3カ月の時点で就職状況を、その後1年に1度のタイミングで就業状況及び生計回復状況をそれぞれモニタリングします。この点、モニタリング・フォームに追記いたします。 ② ①のモニタリング結果を踏まえて、必要であれば対象者と協議のうえで生計回復支援策にフィードバックする予定です。この点、FR および LARAP の生計回復支援策の項に明記致します。 ③ 実施促進 NGO の活動として、被影響住民に対する周知徹底を明記し、実施機関の監督のもとで徹底することを追記いたします。 ④ また、加えて実施促進 NGO は必要に応じて職業訓練後の職業斡旋まで行う予定です。 <p>以上の対策から、本事業ではより効果的な生計回復支援が可能であると考えています。</p>
57.		<p>隣接する発電所事業の住民移転における「事前の」補償の支払い状況を教えてください。十分でない場合、本事業でこの要件を確保するための対策を教えてください。（コ）</p>	<p>田辺 委員</p>	<p>土地/建造物の損失補償及び損失収入補填について、実施機関からの支払いは事前に完了しています。ただし、相続上の係争が生じている乃至は住民の提出書類不備等の理由で、世帯主が特定できない乃至は登録した世帯主が確認できないといった状況が発生しているため、補償の支払いに時間を要しているケースも存在しています。</p> <p>かかる状況を踏まえ、短期間での補償支払い完了に向けた教訓及び本事業における対策について、以下のとおり報告書に追記します。また対策に併せて4.11.6 実施体制の記載を修正します。</p> <p>【教訓】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から住民に対する提出書類の周知及び書類作成支援が必要 ・住民による書類作成についてはより手厚い支援が必要 <p>【本事業における対策】</p>

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
				<p>・住民に対する提出書類の周知及び書類作成支援を、実施促進 NGO の活動として明記し、実施機関の監督のもとで全住民に支援が行き渡るように徹底する。</p>
58.	RAP p3-4	<p>事業地周辺の土地の値上がり状況を教えて頂きたい。国内法が求める 200%のプレミアムでは十分ではないとの見通しが示されているが、具体的な上乘せはどのように決定する予定か？</p>	田辺委員	<p>モヘシュカリ郡のカラマチャラ・ユニオンの不動産業者からのヒアリングを通して、過去 10 年で 2.5～5 倍の値上がり確認されています。国内法ではカットオフレートから遡って 1 年間の平均市場価格 (Mouza rate)×3 倍 (200%上乘せ) が Cash Compensation under the Law(CCL)となりますが、D/D 段階で組成される Property Valuation Advisory Committee(PVAC)で確定される再取得価格から、前述の CCL に満たない部分が Top up value として支払われます。</p>
59.	DFR 要旨 p60 DFR p4-200 ~202	<p>「バングラデシュでは、土地等の資産に対する損失の緩和に関する法的システムは、土地の名義人への資産損失に対する補償金の支払いに焦点を当てており、所有権のない被影響住民 (PAPs) に対する補償規定は不十分である。補償レートはバ国法規および JICA ガイドラインに基づき検討する。このため、バ国法規と JICA ガイドラインの相違点を明らかにし、ギャップを埋めるための方策と非自発的住民移転の事例から得られた教訓を取りまとめた上、比較表にその概要を示した。」は、補償責任者は理解し、実施することが確認されているか？ (質)</p>	山岡委員	<p>土地権利を持たない住民に対し補償が必要となることは CPA/RHD に説明し、実施を合意済みです。</p>
60.	DFR p4-218	<p>「不動産取得マニュアル 1997 年版 (Acquisition of Immovable Properties Manual-1997)」を作成。「県副行政官 (DC) には不動産の恒久的な取得と一時的な接收、および被影響住民 (PAP) に対する補償に関する権限が与えられている。」は、DC が補償の責任者となるのか？ その補償のための組織</p>	山岡委員	<p>バ国法規上の補償対象となる住民については、補償支払いの責任者はコックスバザールの DC であり、補償のための組織は Land Acquisition Office (Officer 4 名およびスタッフ 50~60 名) です。バ国法規上の補償対象外の住民については補償支払いの責任は CPA/RHD となり、補償のための組織は PIU となります。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		(PMU?) はどこか? (質)		
61.	DFR4 要旨 p60	長期的な収入・生活再建プログラムとして、実施機関(IA)によるプロジェクトにより弱い立場の PAHs の立て直しを目的とした収入回復プログラム(IRP)を策定する。 IA と EA が使われているので統一した方がよい。 (コ)	山岡 委員	バ国法規上、補償支払いの責任者はコックスバザールの DC であり、補償のための組織は Land Acquisition Office (Officer 4 名およびスタッフ 50~60 名) です。EA に統一致します。
62.	DFR4 要旨 p60	上記の実施機関は具体的にどこか? (質)	山岡 委員	実施機関は CPA/RHD であり、その下で実施促進 NGO が実務を担当します。
63.	DFR p4-290 要旨 p60	「プロジェクト管理ユニットは、住民移転の進捗に関する情報の収集・分析・報告を行う目的で、住民移転ユニット、プロジェクト監理コンサルタント (Project Supervision Consultant : PSC)、LARAP 実施機関 (IA) を含むモニタリング体制を確立する。」PMU は、コントロールや対策は提案・実施しないのか? (質)	山岡 委員	プロジェクト管理ユニット (語句はプロジェクト実施ユニットで整理いたします) は、モニタリングの責任を負い、かつ問題が確認されればコントロールや対策の提案・実施責任を負います。
【ステークホルダー協議・情報公開】				
64.	DFR p4-290	相手国政府・実施機関に対して、環境・社会モニタリングレポートの公開を強く働きかけること。(コ)	田辺 委員	本事業については、各実施機関のウェブサイト上でモニタリング結果が公開されることを確認済みです。
【その他】				
65.	DFR	表紙の日付、2018 年 5 月は、これで正しいか? (質)	鈴木 委員	誤りです。FR 提出時に、提出月に修正いたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
66.	DFR p4-5 & p0-20 p0-23	4.1.2 隣接事業では、「マタバリ港開発事業は、円借款「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（以下、「火力発電事業」）…」と表現されているが、要約ではMUSSCPP(0-20p)、CPGCBL 発電所(0-23p)、火力発電所といった表記もある。FR ではいずれかに統一されたい。(コ)	谷本 委員	「火力発電事業」に統一いたします。
67.	DFR p0-24	3) 航路標識の維持・取り替えに、CPGCBL と CPCBL とがあるが、CPGCBL ではないか。(コ)	谷本 委員	ご指摘のとおりですので、CPGCBL に訂正いたします。
68.	DFR p0-64	5.3 環境及び社会配慮では、5.3.1 と 5.3.2 で内容が重複している。5.3.2 は削除されるのか、それとも何らかの文言が記載されるのか。(コ)	谷本 委員	5.3 については未定稿のままです。別添資料 1 にまとめておりますのでご査収ください。